令和９年度不用物品売却単価契約内訳書
（令和９年４月１日～令和９年９月３０日分）

環境政策局適正処理施設部施設管理課
（担当：麻生、神農　075-222-3964）

件　　名	（単価契約）不用物品売却 クリーンセンターにおける紙ごみ分別回収 （令和９年度上半期分）
予　定　数　量	９６，０００ｋｇ
契　約　期　間	令和９年　４月　１日から 令和９年　９月３０日まで
引　渡　場　所	別紙「仕様書」のとおり
契 約 条 件 等	別紙「仕様書」のとおり
そ　の　他	予定数量については、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。

クリーンセンターにおける紙ごみ分別回収仕様書

第１章　総　　則

１　業務の目的

本業務は、業者及び市民がクリーンセンターに搬入するごみのうち、リサイクルが可能な紙ごみ（以下「紙ごみ」という。）について、分別回収を行い、ごみ減量及びリサイクルの推進を行うものである。

２　業務の範囲

京都市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）の契約業務は、「第３章　業務内容」のとおりとする。

３　履行期間

令和９年４月１日から令和９年９月３０日まで

４　別途業務

本業務の途中において、当該業務以外の業務の必要が生じた場合には、その段階で甲乙協議のうえ別途実施するものとする。

第２章　一 般 事 項

１　適用の範囲

本仕様書は、甲が計画している紙ごみの分別回収に関する業務に適用する。

２　関係法令及び規則、基準等の遵守

乙は、本業務の実施に当たって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令・規則を遵守しなければならない。

３　業務管理

乙は、業務の円滑な進捗を図るため、十分な経験を有する者を配置すること。

４　事前準備

乙は、業務を行うに際し、開始日までに各クリーンセンターと回収方法や品目について十分に協議、説明を行うこと。

５　秘密の保持と中立性の義務

乙は、契約中、契約終了後に関わらず、本業務の遂行によって知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

６　疑義の解決

本委託業務の仕様及び契約内容に疑義が生じた場合、甲乙協議のうえ業務の遂行に支障のないように努めるものとする。

７　安全の配慮

乙は、クリーンセンターにおいて周囲の車両等の導線に十分注意するなど安全面に最大限配慮するとともに、クリーンセンター職員の指示に従うこと。また、回収時に発生した事故、負傷等について本市は責任を負わない。

８　その他

甲が必要と認めたときは、業務の変更もしくは停止を命ずることができる。この場合の変更については、その都度、甲乙協議により定めることとする。

第３章　業務内容

１　業務概要

甲がクリーンセンター内に設置した紙ごみ回収ボックス（以下「回収ボックス」という。）に投入された紙ごみについて売却するものである。

２　場　　所

南部クリーンセンター　（伏見区横大路八反田２９）
東北部クリーンセンター（左京区静市市原町１３３９）
北部クリーンセンター　（右京区梅ケ畑高鼻町２７）

３　回収する紙ごみ

回収する紙ごみは、ダンボール、雑誌・書籍、新聞、紙パック及び雑がみとし、品目ごとの分別は、乙において行うものとする。

４　回収作業

乙は、３クリーンセンター管理係と協議及び日時調整のうえ、回収ボックスから紙ごみを回収すること。また、やむを得ず雨水等で濡れた紙ごみについても同様に回収すること。なお、回収時にやむを得ず混入した袋、紐、粘着テープ等の不純物については、乙が適正に処理を行うこととする。

５　回収頻度

原則、毎週火曜日及び金曜日に回収を行うこととする。また、ダンボールは毎週月曜日、水曜日及び木曜日も回収することとする。

ただし、各クリーンセンターにおいて回収ボックスが満杯になると見込まれる場合は、随時回収を依頼する。紙ごみの量が少量である場合については、回収日を延期する場合がある。

６　回収ボックス設置場所及び台数

回収ボックスについては、特大紙ごみ用回収ボックス（物置程度）、大型紙ごみ用回収ボックス（幅１．６ｍ×奥行き０．９ｍ×高さ１．０ｍ程度）及び小型紙パック用回収ボックス（０．３ｍ×０．５ｍ×０．５ｍ程度）を使用する。なお、設置場所及び台数は、次のとおりとする。

	特大紙ごみ用（紙パック除く） サイズ（物置程度）	大型紙ごみ用（紙パック除く） サイズ（1.6m×0.9m×1.0m）	小型紙パック用 サイズ（0.3m×0.5m×0.5m）
南　部CC	１台	１２台	４台
東北部CC	４台	９台	０台
北　部CC	１台	３台	０台

※１　紙ごみ量の変動等により、設置台数を調整する場合がある。

※２　クリーンセンターでの導線上の問題や天候等により、設置場所を変更する場合がある。

※３　これらの変更については、甲乙協議のうえ行うものとする。

７　回収量の計量

紙ごみの回収に際しては、入構時と退構時の車両重量を計測し、各クリーンセンターで回収した紙の総重量を確認すること。また、回収した紙ごみついては、登録を受けた計量証明事業所において、紙の種類ごとに計量すること。

なお、売却代金を算定するうえでは、計量証明事業所において計量した値を用いること。

８　回収報告

乙は、回収ボックス内の紙ごみ回収に当たっては以下の記録を行い、一週間毎の報告を翌週月曜日（月曜が祝日の場合は、この限りではない。）に甲へ報告を行うこと。また、契約最終日については、業務完了後、速やかに報告を行うこととする。

・回収日時

・紙ごみ回収量（クリーンセンター毎、品目毎の重量を計量すること）

・搬出先（名称、所在地）

９　売却代金

乙は、毎月月末を締切りとし、翌月５日までに売却代金の見積書に計量証明書及び明細書を添えて施設管理課へ提出すること。

また、支払金額については、月末締めで引渡した紙ごみの総量に対して、契約単価を乗じることにより決定する。なお、１円未満の端数については切捨てる。

10　支払方法

甲から乙に対して発行する納入通知書により、納入通知書到達日から１４日以内に納入すること。

11　その他

本仕様書に定めのない事項については、その都度甲乙協議により定めることとする。

＜別紙１＞

市民持込ごみ搬入者専用
回収ＢＯＸ設置場所
大型４台
アジサイの小路
料金所
正門
警備員
詰所
入口
管理事務所
環境学習施設
さすてな京都
バイオガス化
施設
市民持込ごみ搬入者専用
回収ＢＯＸ設置場所
大型４台
市民記入所
南部
クリーンセンター
第二工場
南部
クリーンセンター
第一工場
工事中
入口計量棟
市民持込ごみ搬入者専用
回収ＢＯＸ設置場所
大型４台
一般廃棄物収集運搬業
許可業者専用
回収ＢＯＸ設置場所
特大１台・小型４台
横大路運動公園
Recycling Center
南部資源リサイクルセンター
Recycling Center
横大路学園
Yokooji Gakuen

東北部クリーンセンター紙ごみ回収ＢＯＸ設置場所

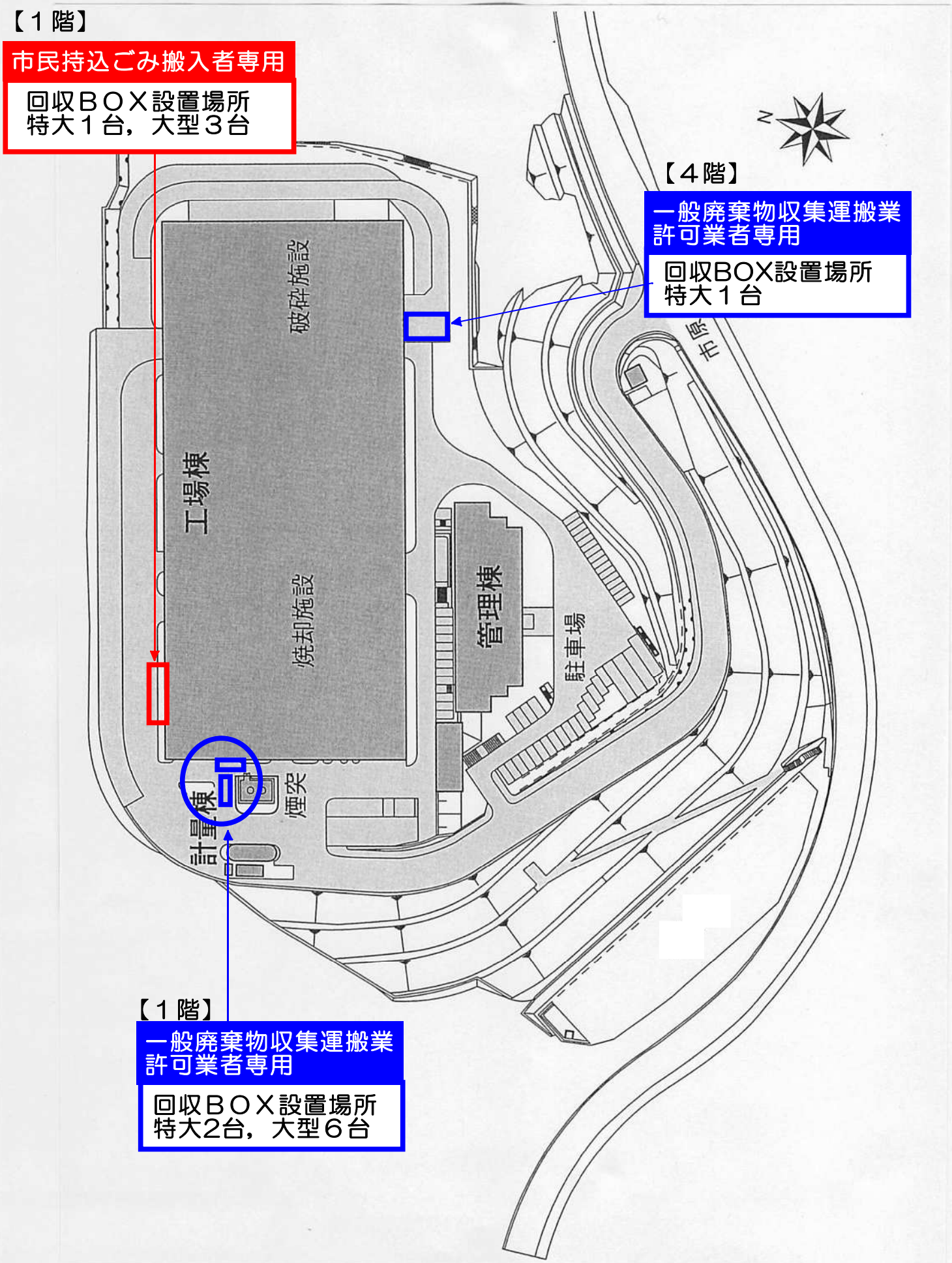

＜別紙３＞
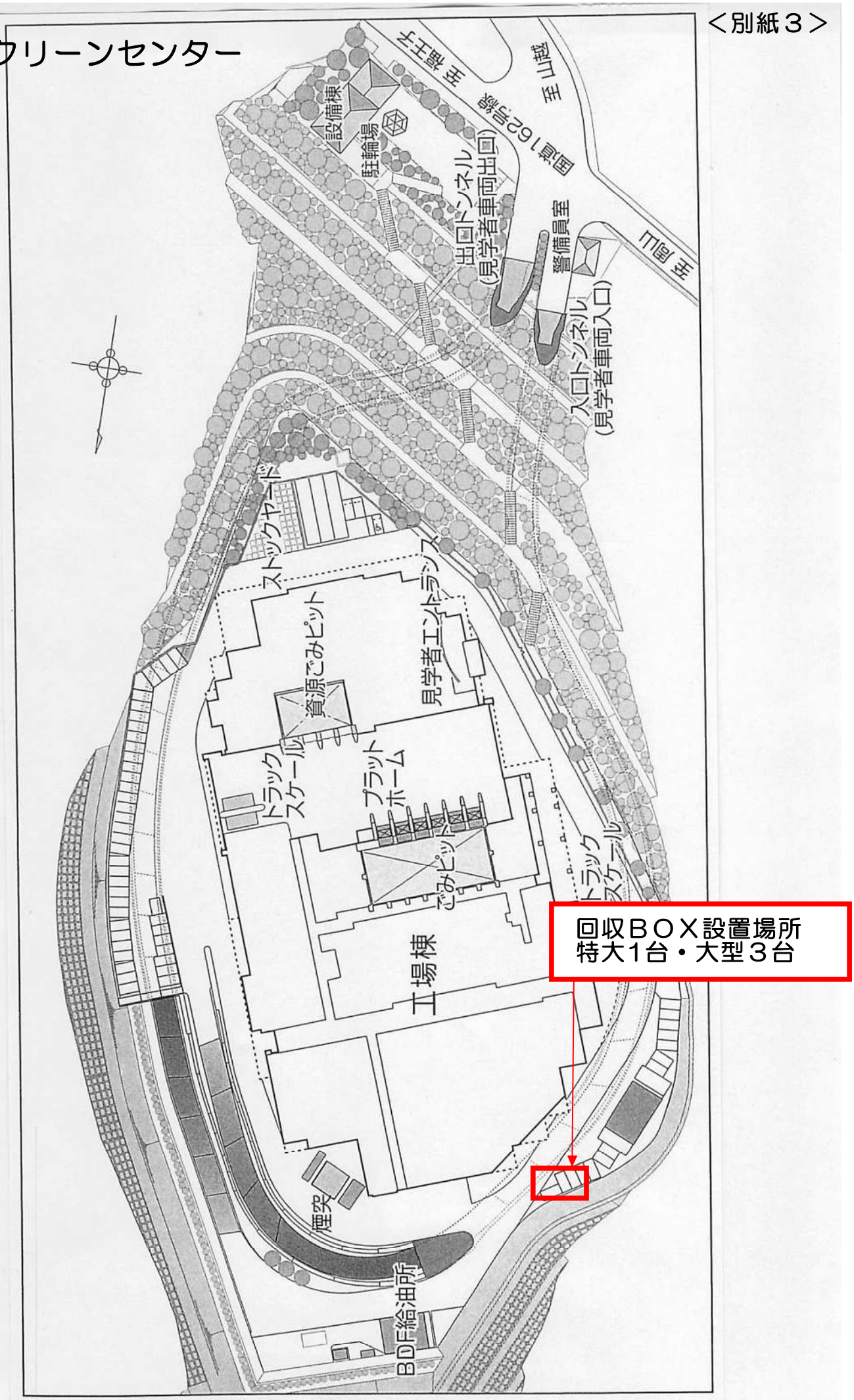
北部クリーンセンター